

令和4年8月度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和4年8月25日(木) 午後1時30分～午後2時10分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3階 大会議室

3. 議 事

- 日程第1 報告第1号 合意解約通知の報告について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

4. 出席した農業委員 (13名)

1番 鈴木伸一	2番 赤石忠秋	3番 石原郷士
4番 岩崎十三江	5番 大澤恵美子	6番 櫻井正彦
7番 清水照夫	8番 関口裕	9番 田村範行
10番 深澤良朗	11番 星野邦夫	12番 星野文雄
13番 小林利信		

5. 欠席した農業委員 (0名)

6. 出席した農地利用最適化推進委員 (13名)

1番 新井巖雄	2番 石原茂樹	3番 岩崎俊明
4番 大塚孝一	5番 奥澤孝太郎	6番 小倉正範
7番 尾澤勝	8番 金子昇	9番 小林和弘
10番 武裕士	11番 田中由郎	12番 長澤修一
13番 星野健一		

7. 欠席した農地利用最適化推進委員 (0名)

8. 出席した事務局職員 (4名)

事務局長 福島重美	事務局長補佐 森田憲一
主査 関口典子	主任 古郷真吾

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和4年8月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者ですが、ごさいません。また、遅れてくる委員もごさいません。従いまして、在任農業委員13名中、現在の出席委員は13名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半

数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名となります。それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしく願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 4 年 8 月 25 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和 4 年 8 月 25 日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「9 番：田村 範行 委員」と「12 番：星野 文雄 委員」の両名をお願いいたします。

報告第 1 号

会 長 日程第 1 報告第 1 号「合意解約通知の報告について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番
(議案書：借人、貸人、土地の表示、契約内容等の説明)
番号 1 番。借人、貸人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。両者の話し合いにより合意解約したもの。基盤強化促進法による賃貸借。合意解約日は令和 4 年 8 月 10 日。
以上 1 件につきまして、報告いたします。

会 長 番号 1 番については、報告事項ですので、報告のみといたします。

議案第 1 号

会 長 日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番から番号 2 番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示、契約内容等の説明)
番号1番。申請理由、現在、稲作及びきゅうりを中心とした農業を営んでいます
が、高齢の母より申請地を譲り受けたく申請するもの。

番号2番。申請理由、現在、露地野菜を中心とした農業を営んでいます、申請
地を買い受け、経営の規模拡張を図りたく申請するもの。以上、2件の審議につ
きまして、よろしく願いいたします。

番号1番

会 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番につい
て可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

会 長

続きまして番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番につい
て可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

議案第2号

会 長

日程第3議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」
を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

番号1番。こちらにつきましては、議案第3号番号6番との農地法第5条同時申
請案件でありますので、その時に併せて審議することによりましてよろしく願
いいたします。

議案第3号

会 長

日程第4議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いた
します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

番号1番から番号3番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号1番。申請理由、現在、市内にて借家生活をしていますが、住宅地として適した申請地を父より借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。始末書添付。

番号2番。申請理由、不動産賃貸業を営んでいますが、生活環境や交通の便の良い申請地を借り受け、賃貸住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。

番号3番。申請理由、不動産業を営んでいますが、生活環境や交通の便の良い申請地を買い受け、建売住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第11工区。みどり市土地開発事業指導要綱該当。

以上、3件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

番号1番

会 長

番号1番につきましては、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。なお現状復旧済みであることを確認済みです。

事 務 局

(始末書の朗読)

会 長

番号1番の案件について、2番赤石委員よりご説明をお願いします。

2番委員

2番、赤石です。地図の2番をご覧ください。申請地は〇〇を〇〇へ向かいます。〇〇の土手付近に信号機があります。それを南下しますと、〇〇があります。〇〇を過ぎて50メートルほど進みますと、左手側に申請地があります。始末書のとおり、最初に確認した時は工事が始まっておりましたが、現在は綺麗に更地となっておりますので、何ら問題はないかと思えます。慎重審議をよろしく願いします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局

申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

8番推進委員

番号1番と直接関係はないのですが、みどり市では農地転用許可済みを示す標識を転用許可後に渡していますか。東町では見受けられないのですが。

事 務 局

許可証と一緒に標識をお渡ししており、設置するようお願いしています。

会 長

その他に質問はございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番につい

て可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

会 長

番号2番について、笠懸7区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員

1番、鈴木です。地図の3番をご覧ください。〇〇の〇〇の信号を〇〇に120メートルほど進み、南下します。90メートルほど直進した左手側に申請地があります。申請地の北側と東側は宅地、西側は道路、南側の畑については説明済みと
いうことで、何ら問題はないかと思えます。慎重審議をお願いいたします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長

説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

番号3番

会 長

番号3番の案件について、笠懸9区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員

1番、鈴木です。地図の4番をご覧ください。〇〇の〇〇の信号を〇〇に60メートルほど直進します。180メートルほど南下します。東へ60メートル直進し、右手側が申請地です。申請地の北側、東側は道路であり、西側は宅地と説明済みの畑です。南側は宅地と自己所有の畑となっております。現在は農地として利用されており、特段問題はないかと思えますが、慎重審議をお願いします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

事務局 5ページの番号4番から番号7番を説明します。

番号4番から番号7番

(議案書：譲受人(被設定)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号4番。申請理由、現在、市内の賃貸住宅にて司法書士事務所を運営していますが、申請地を買い受け、自己の住宅及び事務所を建築したく申請するもの。

番号5番。申請理由、現在、心身障害児者、老人介護施設を運営していますが、駐車場が不足しているため、申請地を買い受け、露天駐車場用地として利用したく申請するもの。畑3,469㎡と一体利用。

番号6番。こちらにつきましては、議案第2号番号1番との農地法第5条計画変更同時申請でありますので、3ページの番号1番をご覧ください。

番号1番。計画変更の理由、昭和63年に許可を受けましたが、諸事情により計画を実行できずにいたところ、申請地に一般住宅を建築したいとの要望があり、計画を変更するもの。昭和63年10月17日5条許可。全部承継。農地法第5条同時申請。大間々用水土地改良区第1工区。

5ページ、議案第3号番号6番をご覧ください。

番号6番。申請理由、現在、市内にて借家生活をしていますが、住宅地として適した申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。宅地304.27㎡外1筆計474.27㎡と一体利用。農地法第5条計画変更同時申請。大間々用水土地改良区第1工区。

番号7番。申請理由、現在、農機具販売業を営んでいますが、倉庫、資材置場が不足しているため、申請地を買い受け、倉庫、資材置場として利用したく申請するもの。宅地453.99㎡外1筆計606.33㎡と一体利用。

以上5件の審議について、よろしくお願いたします。

番号4番

会長

番号4番について、大間々8区の担当委員より説明をお願いします。

5番委員

5番、大澤です。地図の5番をご覧ください。申請地は〇〇の信号を150メートル北上します。T字路を50メートルほど東へ直進します。突き当たりが申請地です。周辺は宅地開発が進んでおり、問題ないかと思いますが、慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号4番の申請は可決いたします。

番号5番

会 長 番号5番について、大8区の担当委員より説明をお願いします。

5番委員 5番、大澤です。地図の6番をご覧ください。申請地は〇〇の信号を200メートル南下します。〇〇の角を東へ200メートル直進します。北側に申請地があります。申請地は介護施設と接しておりまして、近隣は宅地として整備が進んでおります。桐生市分と合わせて駐車場用地として計画されており、問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 5 番の申請は可決いたします。

議案第 2 号番号 1 番、番号 6 番

会 長 議案第 2 号番号 1 番及び番号 6 番の案件ですが、大間々 9 区の担当委員より説明をお願いします。

10 番委員 10 番、深澤です。地図の 1 番をご覧ください。〇〇の〇〇の信号を西へ向かいます。50～60 メートル直進し、〇〇がある角を北上します。十字路を西へ 100 メートルほど向かった右手側が申請地です。特段問題はないかと思えます。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は街区の宅地面積が 40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第 3 種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。議案第 2 号番号 1 番及び番号 6 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、議案第 2 号番号 1 番及び番号 6 番について採決をいたします。議案第 2 号番号 1 番及び番号 6 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、議案第 2 号番号 1 番及び番号 6 番の申請は可決いたします。

番号 7 番

会 長 番号 7 番について、大間々 11 区の担当委員より説明をお願いします。

10 番委員 10 番、深澤です。地図の 7 番をご覧ください。〇〇の信号を東へ向かい約 2 キロメートルほど進んだところに申請地があります。周囲は宅地が多く、何ら問題はないかと思えます。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第 3 種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農

条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号7番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号7番について採決をいたします。番号7番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号7番の申請は可決いたします。

議案第4号

会 長 日程第5議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」

今回は新規設定が2件、再設定が9件ございます。

(議案書:利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する利用権)

新規設定2件の地積合計は、1,970㎡となります。

以上、2件の審議について、よろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番、番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番、番号2番について採決をいたします。番号1番、番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番は可決いたします。

事務局 再設定9件の地積合計は、19,075㎡となります。

以上9件の審議について、よろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号9番につきまして、ご意見等ございますか。

8番推進委員 番号1番、番号2番はそれぞれで年間80,000円の借賃が発生するのでしょうか。

事務局 番号1番と番号2番を合算して合計で年間80,000円の借賃となります。

会長 その他にご意見ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号1番から番号9番について採決をいたします。番号1番から番号9番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番、番号4番、番号5番、番号6番、番号7番、番号8番、番号9番は可決いたします。

会長 ありがとうございました。これですべての審議を終了しましたので、令和4年8月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和4年8月25日 午後2時10分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

.....

9 番委員

.....

12 番委員

.....